

日本学生支援機構通信教育部奨学金

■学業成績基準

- ・ 修業年限を超えて在籍している場合は申請できません（休学期間を除きます。）
- ・ 本学通信教育課程では成績基準を以下のように定めております。
 - 1 年次入学生は既修得単位認定分を含めます。
 - 編入学生は入学時に履修免除された単位数を、修得済みの単位に含めます。

<第一種奨学金又は併用貸与>

年次	本学通信教育部の学業成績基準
1 年次生	定めておりません。
2 年次生	31 単位以上修得済みであること。
3 年次生	62 単位以上修得済みであること。
4 年次生	前年度までに卒業研究、卒業制作着手要件を満たしていること。又は、本年度中に卒業制作着手のための要件を満たすことができること。

<第二種奨学金>

学業成績の基準
次の①～④いずれかに該当すること。
① 出身学校又は本学の成績が平均水準以上と認められること。
② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。
③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められること。
④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で上記①～③のいずれかに準ずると認められること。
※①の本学での基準
1 年次生：定めておりません。
2 年次生：前年度 22 単位修得
3 年次生：前年度までに 62 単位修得
4 年次生：前年度までに卒業研究、卒業制作着手要件を満たしていること。
又は、本年度中に卒業制作着手のための要件を満たすことができること。

■家計基準

<家計基準（年収・所得の上限額の目安）>

世帯 人数	第一種		第二種		併用	
	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外
3 人	552 万円	212 万円	935 万円	527 万円	493 万円	171 万円
4 人	576 万円	229 万円	980 万円	572 万円	515 万円	186 万円

- ・ 給与所得者の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額(税込)」になります。年金・生活扶助費・失業給付金等による収入の場合、給与所得者として扱います。
- ・ 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額」になります。